

第7期(2018年度～2020年度) 介護保険べんり帳 差替え資料

●9ページ【保険料】

第1～3段階の方の保険料額が変わります 令和2年4月～

保険料所得段階	対象者		保険料率	保険料(年額)	
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ●本人も世帯員も住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	平成31年度(令和元年度)	基準額×0.375	26,940円	
		令和2年度	基準額×0.3	21,552円	
第2段階	本人も世帯員も住民税非課税の場合	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	平成31年度(令和元年度)	基準額×0.625	44,904円
		令和2年度	基準額×0.5	35,916円	
第3段階	本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円を超える方	平成31年度(令和元年度)	基準額×0.725	52,080円	
		令和2年度	基準額×0.7	50,292円	

●11ページ下段【低所得者減免について】

低所得者減免の該当要件が変わります 令和2年4月～

<p>変更前 (1～2行目) 保険料段階が1～3段階に該当する方で、下記①～④迄のすべてに該当する場合。ただし、生活保護受給者は該当しません。</p> <p>(6～7行目) 回保険料段階が2・3段階の方で、世帯全員の収入額が84万円(他の世帯員1人につき36万円ずつ加算)以下の場合。</p>

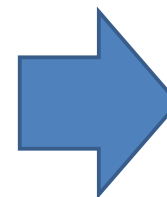


<p>変更後 (1～2行目) 保険料段階が1段階・3段階に該当する方で、下記①～④迄のすべてに該当する場合。ただし、生活保護受給者は該当しません。</p> <p>(6～7行目) 回保険料段階が3段階の方で、世帯全員の収入額が84万円(他の世帯員1人につき36万円ずつ加算)以下の場合。 ※2段階の方は、保険料率がすでに減免後と同率となるため対象となりません。</p>

●20ページ【在宅サービス費用の目安】

主な在宅サービスの支給限度額が変わります 令和元年10月～

要介護状態区分	変更前	変更後(令和元年10月～)
事業対象者、要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円



●21ページ【施設サービスを利用した場合の負担額】

利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)の基準費用額が変わります 令和元年10月～

利用者負担段階	負担限度額(日額)						
	食費	居住費					
		ユニット型		従来型個室		多床室	
	個室	個室の多床室	(特養)	(老健療養型)	(特養)	(老健療養型)	
基準費用額	1,392円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
<p>第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人</p>	650円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
<p>第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人</p>	390円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
<p>第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者</p>	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円